

**関西生コン支部事件は、企業の枠を超える労働組合運動への
国家権力による支配介入である**
海渡雄一(原告ら訴訟代理人)

1. 本件訴訟の目的

本件訴訟は、関西生コン支部への刑事事件の過程における法執行機関＝警察、検察、裁判所の違法行為の責任を問う裁判である。

生コン支部に対する一連の刑事事件、組合員に対する刑事拘禁は、労働組合活動に対する抑圧を目的としている。犯罪とされている行為のすべては労働組合の活動である。コンプライアンス活動は、建設作業の現場で違法行為を指摘するもので、労働の安全性を確保するための不可欠の活動であり、民事裁判所では適法性が確認されていた活動である。

また、争議現場におけるビラ配布などの活動が威力業務妨害とされている。労働争議中に、組合員でない者が操業のために運転する車両の横に立ち、争議行為への協力を求める行為までもが威力とされている。

2. 産業別労働組合の行う労働組合運動

本件の経過を見るとき、本件の捜査に当たった検察官と保釈の判断を行った裁判官には、生コン支部の行う企業の枠を超えた産業別労働組合活動に対する根本的な無理解があり、生コン支部の行ってきた労働組合運動全体を非合法な活動であるとみなす根本的な誤りに陥っていたように思われる。

生コン業界では、原材料のセメントの製造と建設工事を行なうゼネコンは大企業であるが、セメントに水と砂、砂利などの骨材を混ぜて生コンを製造する工程は中小の生コン企業が担っている。ゼネコンの力が強く、生コンは安価に買いたたかれてきた。それが労働者の低い賃金や劣悪な労働環境をもたらす要因となっていた。生コン支部は、中小生コン業者が集まって協同組合を結成するように促し、協同組合による共同受注・共同販売によって、力関係で優位に立つゼネコンとの間で対等かつ適正価格での取引と生コンの品質を確保することを目的としてきたのである。

価格競争が激化すると、不良な骨材を用いたり、過剰に加水した粗悪品のコンクリートが作られ、耐震性の不足した建物や土木構造物を生み出し、市民生活の安全にも大きな影響を及ぼしかねない。労働現場のコンプライアンスを確立する活動が組合の基本的な活動となるのは、この業界では自然なことである。

そして、協同組合に加盟している会社のうち、組合員が所属している会社の経営者で組織する大阪・兵庫生コン経営者会と生コン支部等の間で団体交渉が行なわれ、生コンの価格が上がれば運賃を引き上げるとの約束が交わされていた。協同組合の組織率が高まり、生コン価格が上昇したにもかかわらず、協同組合側は約束した運賃値上げと組合員の賃上げを実施しなかった。そこで、関西生コン支部は、約束されたセメント輸送、生コン輸送の運賃を引き上げる

ことと、大阪広域生コン協同組合の組織運営の民主化を求めて、2017年12月、近畿地方1円で無期限ストライキに立ち上がったのである。この広汎な労使紛争が今回の刑事事件の重要な背景となっている。

3. 本件刑事事件の背景には生コン支部解体の狙いがある

関生支部は、このような産業別労働組合の力によって、現実に賃金・勤務条件などの労働条件の向上を実現してきた。このような組合活動はもとより合法的なものであるが、企業内労働組合ばかりの日本の労働組合の中では異色の存在であったことは確かである。私が、大阪で傍聴した刑事裁判の冒頭手続きで、ある組合員が次のように述べた。

「正当な労働組合活動が、恐喝とか、威力業務妨害とか言われて犯罪扱いされているのが本件です。労働組合イコール反社会的集団というレッテルを貼る世の中に持っていくよう、私たちの活動が利用されていると感じます。もし団体行動が犯罪扱いされるのであれば、団体交渉で決裂することもできなくなり、会社の言いなりになるしかなく、団体交渉権も力を奪われます。そうなると労働組合に力がなくなり、労働者は弱い立場でいいようにされるだけになります」

労働組合という組織が果たす社会的な役割を考えれば、きわめてまっとうな意見である。しかし、捜査機関は、捜査の過程で、組合員とその家族に対して、生コン支部からの脱退を求めている。脱退した者は、その後は逮捕されない。この事件の捜査が、ゼネコンが目の敵とする生コン支部そのものの破壊が目的とされていることは明らかだといわなければならない。

4. 異常な長期勾留

逮捕勾留の蒸し返しと長期にわたる保釈の否定も違法である。そもそも、自由権規約9条3項は、被疑者の速やかな裁判官への引致、勾留は裁判への出頭の確保のためにのみ認められることを定めている。日本の刑事手続きでは、裁判官の勾留決定後も被疑者を警察に拘禁し、取調べ続けることができるが、この代用監獄は規約9条3項に反し、被拘禁者に対する警察拘禁は48時間以内に制限されるべきであるとされている。日本では、一つの刑事事件について23日間に及ぶ起訴前勾留が可能であり、この期間を通して朝から晩まで捜査機関(警察・検察官)による取調べが強制される。そして、事件を細分化すれば、このプロセスを繰り返し、取調べ時間を次々に延長していくことが可能であり、本件における原告湯川に対する逮捕勾留の蒸し返しは典型的な事例である。原告湯川と原告武ら組合幹部らについては、多くの者たちが、共謀についての罪証隠滅の恐れを理由に保釈を拒否され、600日を超える拘禁が継続され、不必要に長期の拘禁が行われてきた。

5. 組合活動参加を全面的に不可能とする異常な保釈条件

また、原告武谷らに課された組合員との接触組合事務所への立ち入りを禁止する保釈条件は、専従職員である同人が組合業務に戻ることそのものを否定するものであり、団結を敵視・

否定するものである。原告武は正当に選ばれた委員長であるにもかかわらず、保釈後も組合事務所に立ち入ることも、組合の機関会議に出席することも認められていないのである。まさに、裁判所の保釈条件によって労働組合活動の継続を阻まれているのである。

さらに、原告西川に対する逮捕・勾留は別件の国賠訴訟における証人尋問を妨害するためのものであった。

6. 結論

原告らは、その労働組合運動の正当性を訴え、違法な労働組合破壊のための法執行機関の行為を正すために本件訴訟を提起した。裁判所には予断と偏見をもつことなく、公正な審理をお願いする。